

# 令和3年度物流・旅客運送事業者向け 次世代自動車普及促進補助制度



## 1 補助制度の概要

京都市では、2050年CO<sub>2</sub>排出量正味ゼロの脱炭素社会の実現に向け、環境に優しい次世代自動車を普及させるため、京都市内の貨物運送事業者、バス事業者、タクシー事業者（以下「貨物運送事業者等」という。）が次世代自動車を購入（リース含む）する際に必要な経費の一部を補助します。

## 2 応募要件・補助対象

表1 申請者

申請者の区分	申請要件
<b>貨物運送事業者</b>	京都市内に事業所及び営業区域を有し、市内での営業実績が1年以上の <u>中小事業者</u> <sup>※</sup> が購入すること
<b>バス事業者 タクシー事業者</b>	京都市内に事業所及び営業区域を有していること
<b>自動車リース会社</b>	上記要件を満たす貨物運送事業者等にリースをし、月々のリース料金に補助金相当額分の値下がり反映されること

※ 中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者

表2 補助対象車両及び補助額

対象となる次世代自動車	補助額	上限額
<b>EV</b> バス	次に掲げる式により算出した額のうちいずれか高い額	40万円
<b>EV</b> タクシー	・一充電走行距離 (km) <sup>※1</sup> × 1千円 × 1/2 ・搭載された蓄電池容量 (kWh) × 11千円 × 1/2	
<b>PHV</b> タクシー	定額10万円	10万円
<b>天然ガス</b> トラック	車両本体価格と通常車両価格との差額 <sup>※2</sup> の1/6	20万円
<b>HV</b> トラック		
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初度登録前の車両(新車)で、かつ実績報告期限までに登録が行われること</li> <li>・車検証の「使用の本拠の位置」欄が京都市内であること</li> <li>・補助対象車両にステッカー等で次世代自動車の種類及び「京都市物流・旅客運送事業者向け次世代自動車普及促進補助対象車」の表示を行うこと</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国等の補助を受けている場合も、京都市からの補助対象となります。</li> <li>・<u>1事業者（貨物運送事業者等）当たり補助台数は3台まで、補助金額は合計80万円までとします。</u>なお、<u>補助金の交付は予算の範囲内で行い、申込多数の場合は、按分等の調整</u>を行います。</li> <li>・車両購入後、バスは5年、タクシーは3年、トラックは4年（最大積載量が2トン以下の場合は3年）以内は、市長の承認を受けずに譲渡や使用の本拠の位置を京都市外へ変更することはできません。</li> </ul>	

※1 一充電走行距離は、JC08モード値又はWLTCモード値等（国土交通省審査値）とします。ただし、輸入自動車で国土交通省審査値の認定を受けていない自動車は生産国で取得した認定値とします。

※2 国土交通省「自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針」に定められた、車両本体価格と通常車両価格との差額。（国土交通省及び一般財団法人環境優良車普及機構のホームページ等を参照。）

## 3 申請期間

令和3年4月26日（月）から令和4年2月28日（月）まで（必着、閉庁日除く）  
（交付申請は先着順に受け付け、交付申請総額が予算額に達した時点で受付を終了します。）

## 補助フロー（補助金申請から補助金交付までの流れ）

### 1 申請書の入手方法・提出方法

入手方法 京都市情報館（ホームページ）からダウンロードしてください。

提出方法 提出先まで提出又は郵送（必着）ください。

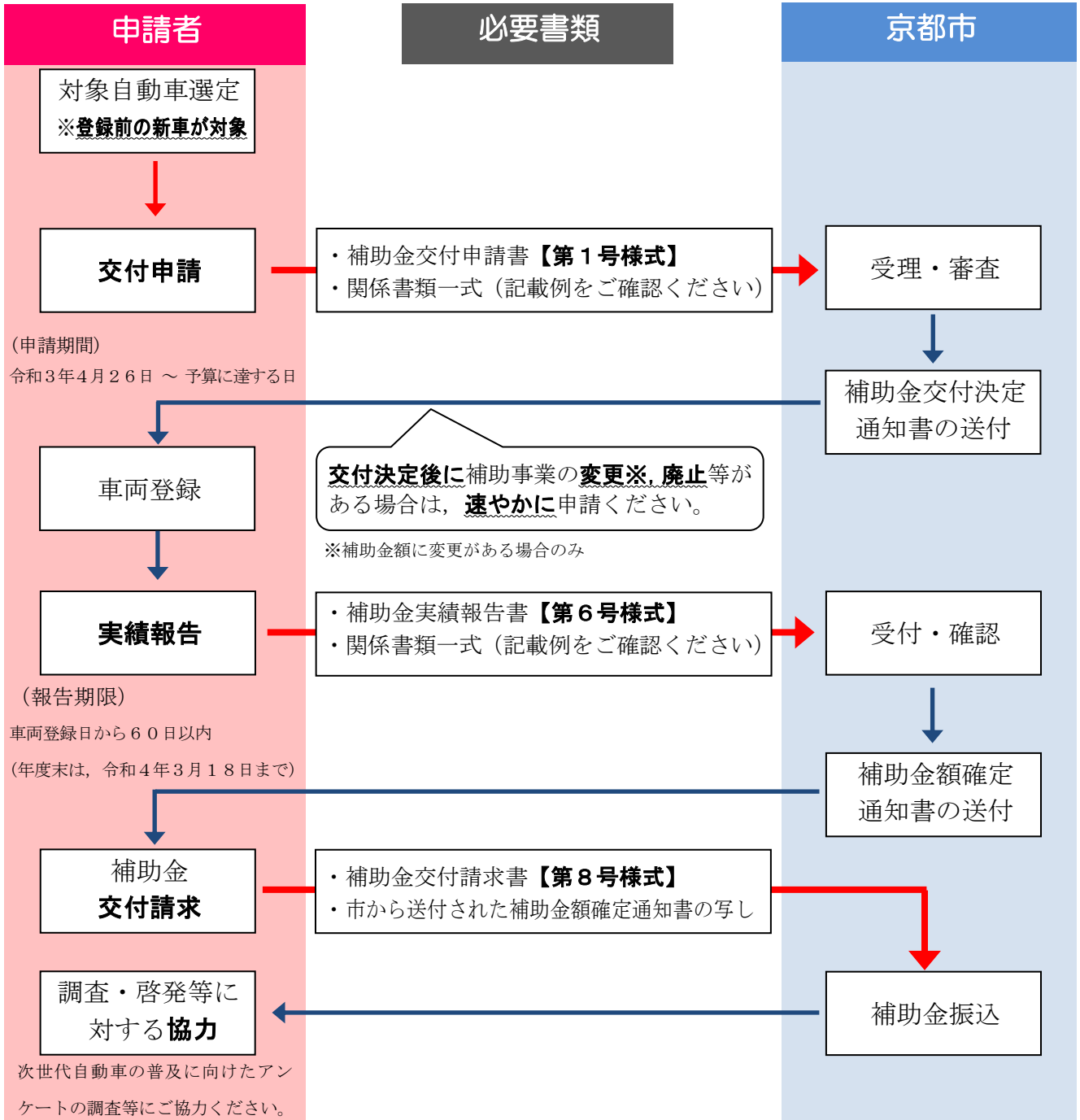


京都市情報館  
Kyoto City Official Website

物流・旅客運送事業者向け次世代自動車普及促進補助金

サイト内検索

### 2 申請手続きの流れ



#### お問い合わせ・提出先

京都市環境政策局地球温暖化対策室 自動車担当  
〒604-8005  
京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地  
電話 075-222-4555 FAX 075-211-9286  
e-mail ge@city.kyoto.lg.jp



京都市  
CITY OF KYOTO



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

この印刷物が不要になれば  
「雑がみ」として古紙回収等へ！

